

社会福祉法人永仁会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人永仁会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、法人が運営する施設の管理者である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、非常勤役員及び評議員に対して、報酬を支給することができるものとし、常勤理事に対しては報酬を支給しない。

(報酬の額の算定方法等)

第4条 法人は、次の各号に掲げる職務に対する報酬の額を、当該各号に定める。

- (1) 理事会への出席 3,094円
 - (2) 評議員会への出席 3,094円
 - (3) 法人の業務に関する委員会、会議及び入札への出席 3,094円
- 2 前項に規定する報酬の額は、同日に併せて出席した場合、重複して支給しない。
- 3 前々項に規定する報酬は、その都度、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、現金で支給する。

(交通費)

第6条 役員等が、理事会等へ出席するための交通費は、別に定める出張及び旅費に関する規程に準じて支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。